**第２　実施計画書（設計説明書）の添付図面等**

**１　位置図（縮尺25,000分の1以上）**

**２　計画地及び周辺の現況図（縮尺2,500分の1以上）**

　　　地形図に計画地の境界及び周辺の土地利用現況（山林にあっては人工林と天然林に、農地にあっては田と畑とその他農地とにそれぞれ区分すること。）及び法令による規制区域（用途地域、農振地域、自然公園法の規制区域、地域森林計画対象民有林の区域、宅地造成区域、河川区域、砂防指定地、風致地区、災害危険区域等）を明示すること。また、周辺地域の道路、公共施設、民家の分布状況も明示すること。

**３　土地利用計画平面図（縮尺500分の1以上）**

　　　地形図に計画地の境界及び施設の配置計画等を着色の上、図示すること。（住宅地等の分譲を行う計画がある場合は、区画ごとに番号、計画地盤高及び面積を明示すること。また、地下水利用がある場合は、井戸等の位置を図示すること。）なお、設計図書に明示すべき事項及び用いる凡例は、「開発行為等事務処理要領別表１設計図書等の作成要領」を参照すること。

**４　公図写**

　　　原則として計画地の全体を1枚の図面に表示し、計画地の境界、周辺の字界、公道及び水路を示すこと。この場合、所有者名、地目及び地積は文字で記入し、国有道、水路、堤塘敷はそれぞれ赤、青、薄墨色で着色すること。

**５　現況写真**

　　　全景及び近景を表すカラー写真（3か月以内に撮影したもの）

**６　現存植生図（縮尺500分の1以上）**

　　　地形図に計画地の境界を明示のうえ、計画地及びその周辺における植生状況を群集及び群集レベルの群衆により着色のうえ、図示すること。

**７　緑化計画平面図（縮尺500分の1以上）**

　　　地形図に計画地の境界及び施設の配置計画を図示したうえ、現況植生の存置部分、造成森林、造成緑地及び芝生又は種子吹付け部分に色分けすること。また、緑化計画書の緑化場所一覧表の緑化場所と対照できるように符号を付けること。

**８　緑化模式図（縮尺500分の1以上）**

　　　各施設ごとの平面及び断面の緑化模式図を作成すること。特に盛土、切土等によるのり面の高さ、こう配等の状況が正確に把握できるように作図すること。

**９　地形こう配現況図（縮尺500分の1以上）**

　　　地形図に計画地の境界及び施設の配置計画を図示したうえ、10メートル等高線ごとに地形こう配15度以下、15～30度、30～45度、45度以上にそれぞれ区分し着色すること。さらに、地形こう配30度以上の地形を造成する部分については、別の色分けにより明示すること。なお、自然公園特別地域については、30メートルメッシュごとに地形こう配が30パーセント以下と30パーセントを超える部分に色分けしたものを別に作成すること。

**10　造成計画平面図**

　　　地形図に計画地の境界を明示のうえ、切土、盛土する部分について、それぞれ黄色と赤色に着色すること。なお、調整池、砂防ダム、擁壁、のり面及び造成後の地盤高も明示すること。

**11　雨水排水計画平面図（縮尺500分の1以上）**

　　　地形図に計画地の境界及び施設の配置計画を図示したうえ、排水区域の区域界、排水施設の形状、規模、構造、流下方向、放流河川等を明示すること。

**12　汚水排水計画平面図（縮尺500分の1以上）**

　　　地形図に計画地の境界及び施設の配置計画を図示したうえ、汚水処理施設及び関連施設の形状、規模、構造等を明示すること。

**13　給水計画平面図（縮尺500分の1以上）**

　　　地形図に計画地の境界及び施設の配置計画を図示したうえ、給水施設の形状、規模、構造、井戸、計画地周辺の既設給水管の位置を明示すること。なお、雨水排水計画平面図、汚水排水計画平面図及び給水計画平面図は、適宜兼用してもよい。

**14　工事中の防災計画図（縮尺500分の1以上）**

　　　地形図に計画地の境界を明示のうえ、工事中の調整池、沈砂池、シガラ等防災施設を図示すること。

**15　道路計画平面図（縮尺500分の1以上）**

　　　地形図に計画地の境界を明示のうえ、計画道路の形状、幅員、こう配、測点、中心線、構造物、のり面、ＩＰ、Ｒ、ＴＬ、ＣＬ、ＳＬ等を示すこと。また、計画区域外に関連する道路計画があれば併せて図示すること。

**16　公共用地改廃対照図（縮尺500分の1以上）**

　　　道路、水路等の従前の公共施設及び新たな公共施設の状態（付替、存置、廃止、新設等）が対比できるようにそれぞれ色分けすること。

**17　現況地盤の横断図、完成後の横断図等**

　　　切土又は盛土する部分について、それぞれ黄色と赤色に着色するとともに、擁壁等工作物も図示すること。また、沢の埋立て等により連続盛土をする場合は、当該箇所の縦断図も提出すること。

**18　給水施設構造図**

**19　排水施設構造図**

**20　防災施設構造図**

**21　道路標準断面図（縮尺50分の1以上）**

**22　道路構造図・縦横断図**

**23　廃棄物処理施設設計図書**

**24　汚水処理施設設計図書**

**25　がけの断面図（縮尺50分の1以上）**

**26　擁壁の構造図（縮尺50分の1以上）**

**27　その他町長が必要と認める図面**

　［備考］

　　１　実施計画書の判型はA4版とし、実施計画承認申請書（要綱様式第1号）と添付図面とを一件書類として適当な厚さに分冊して綴り込むこと。また、添付図書一覧表を添付すること。

　　２　提出部数は、正本1部と副本1部の2部とし、吉田町役場都市環境課に提出すること。なお、土地利用対策委員会の審議に必要な部数は、別途の指示により提出すること。

　　３　縮尺については、規定した縮尺で1枚の図面に表示できない場合、小縮尺で表示してもよい。